

平成30年 7月 定例会

## 埼玉県央広域事務組合議会会議録

平成30年7月25日 開会

平成30年7月25日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

平成30年 7月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
7月25日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議席の指定	5
○議員の自己紹介	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	7
○行政報告	7
○議員派遣の件	8
○議案第11号～議案第13号の上程、説明	8
○一般質問	12
5番 新井孝雄議員	12
6番 日高英城議員	20
7番 諏訪善一良議員	26
3番 潮田幸子議員	36
○議案第11号の質疑、討論、採決	41
○議案第12号の質疑、討論、採決	41
○議案第13号の質疑、討論、採決	42
○管理者のあいさつ	43
○閉 会	43
署名議員	45

☆

參考資料

議決結果一覽表 ..... 47

埼玉県央広域事務組合告示第9号

平成30年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年7月18日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 平成30年7月25日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員 15名

1番	坂 本 国 広	議員	2番	頓 所 澄 江	議員
3番	潮 田 幸 子	議員	4番	岡 野 千枝子	議員
5番	新 井 孝 雄	議員	6番	日 高 英 城	議員
7番	諏 訪 善一良	議員	8番	金 澤 孝太郎	議員
9番	秋 谷 修	議員	10番	矢 島 洋 文	議員
11番	芝 寄 和 好	議員	12番	市 川 幸 三	議員
13番	渡 邇 光 子	議員	14番	湯 沢 美 恵	議員
15番	加 藤 勝 明	議員			

○不応招議員 なし

平成30年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

平成30年7月25日（水曜日）

議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 行政報告
- 6 議員派遣の件
- 7 議案第11号から議案第13号の上程、提案趣旨説明
- 8 一般質問
- 9 議案第11号の質疑、討論、採決
- 10 議案第12号の質疑、討論、採決
- 11 議案第13号の質疑、討論、採決
- 12 管理者のあいさつ
- 13 閉 会

○出席議員 15名

1番	坂本国広	議員	2番	頓所澄江	議員
3番	潮田幸子	議員	4番	岡野千枝子	議員
5番	新井孝雄	議員	6番	日高英城	議員
7番	諫訪善一良	議員	8番	金澤孝太郎	議員
9番	秋谷修	議員	10番	矢島洋文	議員
11番	芝寄和好	議員	12番	市川幸三	議員
13番	渡邊光子	議員	14番	湯沢美恵	議員
15番	加藤勝明	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	現王園 孝 昭
会 計 管 理 者	宮 澤 芳 之
参 事	小 沢 信 吉
消 防 長	野 本 照 夫
本 部 次 長	新 井 正
副 参 事 兼 長	長 島 史 哲
鴻巣消防署長	甘 楽 明
桶川消防署長	神 田 裕 一
北本消防署長	高 野 実
消防総務課長	黒 沢 高 志
警 防 課 長	黒 沼 浩 二
救 急 課 長	田 中 啓 文
指 令 課 長	小 林 正 士
事 務 局 長 兼 總 務 課 長	佐 藤 浩 一

○本会議に出席した事務局職員

書 記	菅 悟志	書 記	島 田 英 樹
書 記	大 橋 昌 宏	書 記	蓑 佑 樹

(開会 午前 9時05分)

### ◎ 開 会 の 宣 告

**坂本国広議長** ただいまから平成30年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。

矢島洋文議員から、遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

### ◎ 開 議 の 宣 告

**坂本国広議長** これより本日の会議を開きます。

### ◎ 議 席 の 指 定

**坂本国広議長** 日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、私よりご指名いたします。鴻巣市から選出されました金澤孝太郎議員の議席につきましては、ただいまご着席になっている席を議席と指定いたします。

### ◎ 議員の自己紹介

**坂本国広議長** ここで、鴻巣市選出議員の異動により、鴻巣市選出の野本恵司議員にかわりまして、金澤孝太郎議員が本議会の議員に選出されましたので、ご報告いたします。

このたび選出された議員さんの中には、初対面の方もあろうかと思いますので、議席番号第2番から順次氏名、住所程度の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

**2番 頓所澄江議員** 議席番号2番、鴻巣市選出の頓所でございます。よろしくお願ひいたします。

**3番 潮田幸子議員** 議席番号3番、鴻巣市選出の潮田幸子でございます。よろしくお願ひいたします。

**4番 岡野千枝子議員** 議席番号4番、桶川市選出の岡野千枝子と申します。よろしくお願ひいたします。

**5番 新井孝雄議員** 議席番号5番、桶川市選出の新井です。よろしくお願ひいたします。

**6番 日高英城議員** 議席番号6番、北本市選出の日高英城と申します。よろしくお願ひします。

**7番 諏訪善一良議員** 議席番号7番、北本市選出、諏訪善一良でございます。よろしくお願ひいたします。

**8番 金澤孝太郎議員** 議席番号8番、鴻巣市議会から選出された金澤孝太郎でございます。6月の定例会で議長を退任いたしましたので、今後よろしくお願ひ申し上げます。

**9番 秋谷 修議員** おはようございます。議席番号9番の秋谷です。鴻巣市選出です。よろしくお願ひいたします。

**11番 芝寄和好議員** 議席番号11番、鴻巣市選出、芝寄です。よろしくお願ひいたします。

**12番 市川幸三議員** 議席番号12番、桶川市選出の市川幸三でございます。よろしくお願ひいたします。

**13番 渡邊光子議員** 議席番号13番、桶川選出の渡邊光子でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**14番 湯沢美恵議員** 14番、北本市から参りました湯沢美恵です。よろしくお願ひいたします。

**15番 加藤勝明議員** おはようございます。15番の加藤勝明です。北本市出身です。

**坂本国広議長** 議席番号1番、鴻巣市選出の坂本国広です。よろしくお願ひいたします。

以上で議員の自己紹介を終わりにさせていただきます。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

**坂本国広議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。

6番、日高英城議員、13番、渡邊光子議員を指名いたします。

#### ◎ 会期の決定

**坂本国広議長** 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、7月25日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**坂本国広議長** ご異議ないものと認めます。

よって、会期は7月25日の1日間と決定いたしました。

#### ◎ 議事日程の報告

**坂本国広議長** 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表のとおりでございます。ご了承願います。

### ◎ 諸般の報告

**坂本国広議長** 日程第4、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めておりますので、ご了承願います。

なお、副管理者、小野桶川市長から本定例会は欠席との申し出がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成29年度3月分、平成29年度及び平成30年度の4月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告をいたさせます。

島田書記。

[書記朗読]

**坂本国広議長** ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

### ◎ 行政報告

**坂本国広議長** 日程第5、行政報告を行います。

小沢参事から行政報告を求めます。

小沢参事。

[小沢信吉参事登壇]

**小沢信吉参事** それでは、平成30年第1回議会臨時会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、消防救助技術大会につきましてご報告申し上げます。6月2日土曜日に開催されました第45回埼玉県消防救助技術指導会において、15メートルの垂直はしごを登はんするはしご登はんの種目で、北本消防署消防1課の福島主事補が第1位となりました。この結果により、8月24日金曜日に京都市消防活動総合センターにて行われる第47回全国消防救助技術大会に個人種目としては15年ぶりに出場することになりました。

次に、今月発生しました西日本を中心とした平成30年7月豪雨災害による救援活動に関してでございますが、埼玉県の救援活動として、埼玉県防災航空隊が派遣となりましたが、当消防本部から埼玉県に派遣しております職員1名も防災ヘリコプターから災害状況の確認等を行いました。その活動中に高知県北部において、女性1名を防災ヘリコプターにより救助したとの報告を受けており

ます。

次に、熱中症による救急搬送人員についてご報告申し上げます。この夏は、異常に気温が高い日が続いておりますが、本年7月22日現在、熱中症による救急搬送人員は95名で、昨年同時期と比較して41名の増加となっております。幸い亡くなられた方はおりませんが、重症者は6名となっております。

次に、県央みずほ斎場に関してでございますが、県央みずほ斎場の本年4月1日から6月30日までの3ヶ月間の利用状況につきましてご報告申し上げます。火葬件数は合計542件でございまして、前年度と比較して52件の減少となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約7.0件でございました。また、葬儀、告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて143件で、前年度と比較して1件の増となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。

なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

#### ◎ 議員派遣の件

**坂本国広議長** 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第88条の規定により、議決を要するものであります。

お諮りいたします。既に配布しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** ご異議なしと認めます。

よって、平成30年11月19日、20日の1泊2日において、岩手県遠野市総合防災センター及び岩手県陸前高田市消防本部の2カ所を行政視察とすることに決定いたしました。

#### ◎ 議案第11号～議案第13号の上程、説明

**坂本国広議長** 日程第7、議案第11号から議案第13号までの3件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

**原口和久管理者** 本日ここに、平成30年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、公私とも極めてご多用の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

このたびの西日本を中心とした平成30年7月豪雨災害は、極めて甚大な被害をもたらしました。改めて犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました全ての皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、提案説明に先立ちまして、本組合の管理者につきましてご報告させていただきたいと存じます。私ごとにまことに恐縮に存じますが、鴻巣市長の任期満了に伴う選挙が去る7月1日に行われ、引き続き私が鴻巣市政を担うこととなりました。

さらに、7月3日に開催されました正副管理者会議におきまして、埼玉県央広域事務組合規約第9条第2項に基づき、埼玉県央広域事務組合管理者といたしまして再任されましたので、ここにご報告させていただきます。

本組合発展のため、災害対応のより一層の強化、充実を図り、管内住民の安全安心の確保を図るとともに、人生の終えんの場としてふさわしい斎場施設の環境の維持管理に取り組む所存でございますので、議員の皆様方の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回ご提案申し上げました議案は3件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第11号 埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例及び埼玉県央広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、昨年、国の個人情報のルールを定めた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、指紋データや基礎年金番号、個人番号などが個人識別符号として個人情報に該当することが明確化されたほか、人種、信条、病歴などに関しては要配慮個人情報として、不当な差別が生じないよう、特に取り扱いに注意を要する個人情報とする規定が追加されたことから、法改正の趣旨を踏まえ、規定の整備を行うものでございます。また、情報公開条例については、個人情報保護条例の改正に伴い、整合を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第12号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)でございます。今回、整備をいたします消防ポンプ自動車は、桶川消防署に配備しようとするもので、このたび購入する準備が整いましたので、購入金額が4,017万6,000円で株式会社モリタ東京営業部と契約の締結をしようとするものでございます。

次に、議案第13号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)でございます。本案は、平成30年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,153万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、議案第12号の消防ポンプ自動車、桶川消防署に配備する高規格救急自動車及び桶川消防署の自家発電設備整備事業の事業費の確定や国庫補助金の決定、地方債の変更による歳入歳出調整を行い、不用見込額109万1,000円を財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては、担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

**坂本国広議長** 次に、議案第11号から議案第13号の細部説明を求めます。

佐藤事務局長兼総務課長。

〔佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇〕

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** それでは、議案第11号から議案第13号の3議案につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例及び埼玉県央広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。これは、昨年、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、総務省から地方公共団体においても法改正の趣旨を踏まえ、条例の見直しに取り組むよう通知が来ていることから、個人情報保護条例の一部改正を行い、また同条例との整合性を図るため、あわせて情報公開条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正条例の第1条につきましては、埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

議案とあわせ、議案第11号資料の新旧対照表をごらんください。条文の第2条第2号の改正につきましては、個人情報の定義について、解釈・運用で行ってきたものを明文化するものでございます。

第2条第3号の改正につきましては、個人識別符号の定義を設けるもので、政令で定める静脈や指紋データ、基礎年金番号、旅券番号、個人番号等の個人名の伴わない識別データや番号のみであっても、個人情報として定義し、明確化するものでございます。

第2条第4号の改正につきましては、要配慮個人情報の定義を設けるもので、法令で定める人種、信条、病歴、犯罪の経歴、障がい等の情報に関しては、差別等が生じないように特に配慮を要する個人情報として定義するものでございます。

第6条の改正につきましては、要配慮個人情報の定義が設けられたことに伴い、これに相当する規定の見直しを行い、要配慮個人情報の収集を制限する規定とその除外規定を整備するものでございます。原則として収集が制限されますが、業務上必要な場合、第1号に定める本人の同意があるときや、第5号に定める法令等の定める所掌事務を遂行するために必要とし、かつその権限の範囲内で行うときなどには収集を行うことができるよう規定を設けるものです。

続きまして、一部改正条例の第2条につきましては、埼玉県央広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例でございます。条文の第7条の改正は、個人情報保護条例の改正と整合を図るもので、個人情報の定義について、解釈・運用で行ってきたものを明文化するものでございます。

続きまして、議案第12号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD—I型））につきましてご説明申し上げます。今回、桶川消防署に更新整備する消防ポンプ自動車は、現在同署に配備している消防ポンプ自動車が平成12年12月の初年度登録から18年を経過することから、第5次消防力等整備計画に基づき消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

議案第12号資料として、入札結果と消防ポンプ自動車の諸元表及びイメージ写真を資料として添付させていただいております。資料の2ページを参照願います。主なものを説明させていただきます。まず、2、取付品及び取付装置でございますが、600リットルの水槽、ポンプ操作に必要な計器類などを取り付けるものでございます。表の一番下に記載がございます圧縮空気泡消火装置、キャフスと呼ばれるシステムを搭載しております。

資料4ページの右の写真をごらんください。水と消火薬剤の混合液にコンプレッサーにより圧縮した空気を送り込むことで、生成された泡を放水できる装置でございまして、少ない水でも高い消火効果を上げるシステムでございます。

次に、資料2ページに戻りまして、3、附属品でございますが、これは消防活動に最低限必要なものであります、吸管、ホース延長用資機材、照明器具等でございます。

次に、資料3ページの4、積載品でございますが、それぞれ使用用途は異なりますが、消防活動に必要な手動式油圧コンビツール、チェーンソー、エンジンカッター等でございます。

続きまして、議案第13号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。補正予算書の4ページをお開き願います。第2表、地方債補正の消防車両整備事業につきましては、当初、桶川消防署に配備の消防ポンプ自動車の限度額3,340万円、桶川消防署に配備の高規格救急自動車の限度額2,600万円、合計5,940万円を設定させていただきましたが、それぞれ事業費等が確定したことによりまして、消防ポンプ自動車の限度額を90万円の減額、高規格救急自動車の限度額を1,450万円減額し、合計1,540万円を減額し、4,400万円とするものでございます。

その下、自家発電設備整備事業につきましては、当初、桶川消防署の自家発電設備整備事業の限度額440万円を設定させていただきましたが、事業費が確定したことによりまして160万円減額し、280万円とするものでございます。

次に、10、11ページをお開き願います。歳入でございますが、3款国庫支出金、1項1目1節消防費国庫補助金は、高規格救急自動車の国庫補助金の決定により1,287万8,000円を追加するものでございます。

次に、10款組合債、1項1目1節消防債は、先ほどご説明いたしました地方債の変更により、合

計1,700万円を減額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳出でございます。2款総務費、1項1目総務課財政調整基金積立金につきましては、事業費の確定による歳入歳出の調整を行い、不用見込額109万1,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に、3款消防費、1項2目消防施設費につきましては、消防総務課消防用建物整備事業、11節需用費につきましては、桶川消防署の自家発電設備整備事業の修繕料の確定により207万3,000円を減額し、警防課の消防自動車等整備事業、18節備品購入費につきましては、消防ポンプ自動車事業費の確定により92万4,000円を減額し、救急課の18節備品購入費につきましては、高規格救急自動車の事業費の確定により、221万6,000円を減額するものです。

以上で議案第11号から第13号の細部説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**坂本国広議長** ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時34分)

---

(開議 午前10時00分) ◇

**坂本国広議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎ 一般質問

**坂本国広議長** 日程第8、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、5番、新井孝雄議員の質問を許可いたします。

新井孝雄議員。

[5番 新井孝雄議員登壇]

**5番 新井孝雄議員** 議席番号5番、新井孝雄でございます。議長のお許しをいただきましたので、

通告に従い順次質問をさせていただきます。

私は、この県央広域事務組合議会での一般質問は2回目で、3年ぶりでございます。3年前に消防施設の長寿命化改修計画、それから消防力の整備計画についての質問をさせていただきました。そうした中で、とりわけ水害対策の観点から、桶川西分署の早期移転整備について少し触れさせていただきました。そのときの答弁は、状況は認識しておりますと、それから県施行でございますけれども、西分署上流の江川の調整池の整備事業の計画の状況を少し推移を見ていきたいというような趣旨のものでございました。あれからちょうど3年経過をいたしまして、いよいよ江川調整池整備工事もこの6月から県のほうで実際の工事を着手をしているようでございます。いろいろと庁舎整備、それから河川整備、そういうしたものには、その実現には相当の予算と時間がかかるというこ

とは、これは理解をしておりますけれども、昨今の大雨、そういう状況の中で、いつ起こるかわからない災害への対応ができる消防力の整備というものは急がれるのだろうというふうに思います。

そこで、今回、時間と財政負担の軽減を図りながら、できるだけ早い消防力の整備が図られる工夫として、民間の力の活用も有効ではないかと、そうした観点からそうした検討も視野に入れたらどうでしょうかというような趣旨で質問をさせていただくものでございます。

件名 1、消防力等整備計画における財政負担軽減、具現化への対応についてでございます。

要旨 1 といたしまして、消防庁舎の長寿命化等に対応する方策の一つとして、民間施設の賃貸借契約、いわゆるリース方式の導入の考え方についてでございます。一般的には、消防庁舎の整備は基本設計、実施設計、建築工事、施工監理等に進む。こうした時間と人的負担、多額経費、準備、そういうものが必要であろうと思います。事業完了後には、起債の償還の経費が必要となりますし、こうしたトータルとして人的と手間と時間と経費の全体スキームの評価がございます。

他方、例といたしまして、公共用地を民間に貸し付け、民間がそこに建設をした施設の一部をそういう庁舎に貸す、そういう賃貸借の契約もございます。それぞれメリット、デメリットはございますけれども、例えば長期継続契約による方法であれば、財政的負担は平準化をいたしますし、ほかの計画需要への対応も早く進捗することが可能であるのだろうというふうに思います。こうしたところで公共施設整備の民間活力導入の対応もある中で、そういう方式による庁舎整備、長寿命化への対応についてのお考えをお伺いするものでございます。

要旨の 2、消防車両整備における、やはりリース、賃貸借契約の考え方でございます。消防車両は、その性格上、一部の車両については補助金対応というところでございますけれども、例えばいわゆる単費負担での車両購入整備におけるリース契約について、どのような評価をされておりますでしょうか、お伺いをいたします。

続きまして、件名 2、県央広域事務組合広報紙、いわゆる「県央だより」についてでございます。30年度予算では、広報紙の印刷で約130万円と経費を想定した中での市民への配布ということになっておりますけれども、現行は、白黒印刷でございまして、カラー化した鴻巣市さんですか北本市さんですか、そういうところの市の発行する広報紙、または桶川北本水道企業団のような一部事務組合の広報とは少し、同時に配布されたときにシンプルだなという感じを受けております。そこで、読まれる広報、読みなくなる広報という観点から質問させていただきます。

要旨 1、広報紙発行の期待効果と狙い、市民の反応等評価はどのように捉えておりますでしょうか。

要旨 2、市民に読んでいただくための掲載記事、文字の大きさ、写真、文章等の工夫について、どのように配慮されているのでしょうか。

要旨 3、広報紙のカラー化の考え方についての見解をお伺いをいたします。

以上で 1 回目の質問を終わります。

**坂本国広議長** 順次答弁を求めます。

黒沢消防総務課長。

[黒沢高志消防総務課長登壇]

**黒沢高志消防総務課長** 件名1、要旨1についてお答えいたします。

今後、約10年の間に、消防署及び分署庁舎の大規模修繕や建てかえ時期を迎えるため、今年度から財政負担軽減策として、消防庁舎の建てかえや大規模修繕のための原資を消防施設整備基金へ積み立てを始めたところです。

また、消防庁舎の長寿命化等に対する方策として、リース方式の導入についてのご質問ですが、昨年策定した公共施設総合管理計画において、民間資金の活用について、組合市と協議しながら検討する必要性も示しておりますので、まずはリース方式によるメリットやデメリット、またリース方式を災害時の活動拠点である消防施設として採用するのはどうなのか、他の消防本部の実績などについて、調査研究してまいります。その上で自己資金と地方債を活用して資金調達をする通常の方式とリース方式とを組合市と協議しながら、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 黒沼警防課長。

[黒沼浩二警防課長登壇]

**黒沼浩二警防課長** 件名2、要旨2についてお答えいたします。

現在、消防ポンプ車等の主力の消防車両は、基本的に緊急消防援助隊設備整備費補助金または地方債を活用し購入しており、それ以外の消防車両は一般財源で購入しているところでございます。

リース会社や他の消防本部の状況を調べましたところ、消防ポンプ車等の主力の消防車両は特殊であるため、リース会社での取り扱いがほとんどない状況でございます。また、消防ポンプ車等と比較して改造部分の少ない広報車などは、リース契約で導入している消防本部もあるようでございます。リース方式のデメリットとしては、車両の所有者がリース会社となりますので、緊急消防援助隊設備整備費補助金または地方債を活用することができなくなること、自動車税も課税されること、また一般的に買い取り方式と比較してリース料率がかかることから、経費的に割高になるものと認識しております。

一方、メリットとしては、初期の財源が少なくて済むこと、財政負担が平準化できること、車両の維持管理が省力化できるなどがあるものと認識しております。

現状では、緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方債、一般財源を充てて買い取り方式を継承しておりますが、今後、リース方式につきましても調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 佐藤事務局長兼総務課長。

[佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇]

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** 件名 2、要旨 1 から要旨 3 については関連がありますので、一括でお答えいたします。

現在、組合の広報紙「県央だより」につきましては、平成17年から年2回、組合管内の全世帯に配布を行っております。消防からのタイムリーな情報提供や消防車両更新時の紹介、組合予算の概要、組合議会や事業の現状などを掲載し、管内住民への組合の理解や消防に関する予防や啓蒙啓発活動として、10年以上にわたり発行しております。ホームページと同様に現在に至るまで、広報紙の内容などに対する意見、苦情やご指摘などもないことから、一定の評価を得ているものと考えております。

また、発行に際しましては、各課代表職員による編集部会を事前に3回程度開催し、掲載記事の内容、字体や文字、写真の大きさやバランス、文章の表現などについて意見を出し合い、検討を重ねております。

今後も市民の方々にページをめくっていただけるような広報紙の作成を進めるとともに、カラー化につきましては、組合予算のバランスを考慮しながら、よりよい広報紙づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長 新井孝雄議員。**

**5番 新井孝雄議員** ありがとうございました。それぞれ2回目の質問をさせていただきたいと思います。

件名 1 についてでございますけれども、消防力の整備計画における財政負担等の関係でございます。要旨 1 の中の民間施設のリース方式の導入の中で、現行の消防力等整備計画、これは5年間の計画ということでございますけれども、本年度はちょうど中間の年だと思います。次期の消防計画の検討も当然していくのだと思うのですけれども、それは33年度から次期の計画が始まると思いますけれども、今30年度ですから、31年度ぐらいからその消防力の整備計画の評価なり素案づくりに入ると思います。そうした中で、財政調整基金、それから消防整備基金、その辺の積み立て、蓄積でございますけれども、その考え方、見通しについてどのようにお考えでしょうか。

それから、ことしの夏は、先ほど来ありますように異常高温で、全国的にこれが起きておりまして、今までの経験値ですとか常識的な対応では、いろんなところの状況が難しいのだろうというふうには思うのは私だけではないと思います。消防施設とはちょっと離れますけれども、例えば本来の暑さで、岐阜県の多治見市なんかは、この異常気象を契機に学校のエアコン設置の取り組みを検討したというふうに出ております。過日、政府のほうでもエアコンについての補助金を何とかしようではないかという話はこうしたことを契機に出ているようでございます。

そうした中では、例えば多治見市なんかは、全校一斉の整備というのが多分必要なのだろうと思います。そうしたときに財源の対策というのが一番課題なのだろうというふうに思います。一部の

地域ではエアコンのリース方式というところでやっている自治体もございます。あとは、広島県、愛媛県、集中豪雨で大変な被害がありましたけれども、予想を超える状況であると言われており、一部消防施設の被害もあって、消防力の影響がちょっとあったという報道もございました。

今後、広域事務組合3市のエリアの中で、国土交通省のハザードマップをちょっと見ますと、水害被害想定区域に消防施設があつたり、また職員執務環境のための早期改善というところもあるのだろうというふうに思います。

先ほど答弁の中で、今後10年ぐらいかかるのですよという話があって、基金を利用して施設の整備をしていきましょうという考えが示されましたけれども、そういうような状況の中で、やはり早期改修ですか早期改善に向けては、やはりそういう民間資金とか民間を活用したスキーム、そういった活用が極めて有効ではないかなというふうには思っております。ぜひ民間からの私案の提案ですか、そういったことをもらうということも一つの取り組みなのかなというふうに思いますけれども、そうしたできるできない、やるやらないは別としても、そうした積極的な対応についての考え方についてお伺いをいたします。

それから、要旨2、消防車両の関係でございます。1点目といたしまして、主力の車両、先ほど緊急消防援助隊等の車両については、補助金、地方債の充当でというところで、ほかは一財でということがございました。主力消防車両というのは、どういう概念でどの程度の台数の割合を占めているのでしょうか、その県央の中で結構でございます。感じとしてどの程度の割合が補助なのかなということをちょっとお伺いをしたいと思います。

それ以外の車両の耐用年数、使用年数、としたものはどの程度なのかお伺いをさせていただきます。

それから、補助対象にならない車両の購入の際のメリットとして、幾つかご答弁でお話をいただきましたけれども、できればこうした経常経費の負担を平準化をして、例えば購入した後に職員による維持管理の負担、経費もかかるというところでは、少しそういう意味では経費の軽減、負担の軽減を図ることも有効なのかなというふうに思います。本当にいつ起こるかわからない災害のときに、人的な措置はもちろん、もっと必要なのだろうと思いますけれども、車両の状況も重要と思います。そうした今後の展開を考えたときに、車両についてもリース方式も財政的側面以外にも少し効果的な面があるのだろうというふうに思います。今後の改めて積極的な取り組みについてのお考えをお尋ねをいたします。

補助を待っている時間がたつよりも、トータルとしてはそういうすぐ、比較的経費のかからない形でやるというのも、一つ機動力の増強には効果的かなというふうには思いますので、そういう点でお尋ねをさせていただきます。

それから、件名2、県央広域事務組合の広報紙についてでございます。広報することによって、一般的には自社の活動や取扱品の紹介をし、広く世間に知らしめて、その評価をいただいて、次の

活動への反映に結びつけるというのが一般的な広報だというふうには思います。これはご案内のとおりだと思います。それを公共で今やっているわけですけれども、答弁では、市民の評価として、広報の苦情、指摘はないというようなことでございました。ないというのは、問い合わせ等を含む評価の声がないということは、見ていただいているのかもしれないという見方もできると思います。年2回の発行だと思いますけれども、市民の皆さんにはなじみがないかもしれませんけれども、やはり先ほど申し上げたとおり、構成3市の広報表紙はカラーで、やっぱり見たときに中を見てみたい、どんなことが書いてあるのだろうというような、私は思いになります。6月に発行されました「県央だより」の表紙、4枚の写真が記事の内容に沿って掲載されておりました。内容的には私はすばらしいものだなというふうに思っております。これがカラー印刷だったら、もっとインパクトがあって、県央広域事務組合の活動ももっと広く理解をしていただけたのかなというふうにはちょっと思います。

30年度予算では、百数十万の対応というところで、余りそれに多額の予算をかけられないというような財政的事情も理解はできますけれども、できれば、これは私の考えですけれども、130万円というのはこの県央の予算の中では先ほど多額なものではないのだろうというふうに思います。そうしたことであれば、もうちょっと予算をかけて、見てもらう、関心を持ってもらう、中身をもっと充実をさせてもらう、そういうふうな取り組みも一つなのかなというふうに思います。市民の方もこの県央広域事務組合なり斎場の事業なり、こうした事業に間接的に税金という形で出資をしているわけで、その事業内容なり状況なり、そういうものは広く周知をする必要があるのだろうというふうに思います。できれば、目にしていただく工夫として、カラー化をぜひ図っていただきたい。それから、写真の掲載がちょっとはつきりしない、小さいところで、もう少しはつきりしたほうがいいのかなというのと、数字を少し結構細かく出している部分もあって、市民の皆さんからすると、余りその数字を出されてもなかなか難しいのかなというところがあると思います。ぜひそうしたいろんな工夫をしていただいて、投資した分をメリットを倍増していただきたいというふうに考えますけれども、再度お答えをお願いをしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

**坂本国庁議長** 野本消防長。

**野本照夫消防長** それでは、件名1、要旨1の再質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、財政調整基金についてでございますけれども、7月、11月、2月の補正予算のときに、不用額や決算剰余金などを積み立てをしておりまして、次年度の一般会計予算の財政調整基金繰入金として全額繰り入れまして、予算の財源としているものでございます。

純然たる財政調整基金といたしまして、消防分と斎場分で約1,500万円ほどでございますので、組合運営に必要な財源は、組合市負担金としてお願いをするものでございます。

また、消防施設整備基金の積み立てにつきましては、平成29年度から32年度にかけて消防本部庁舎建設で借り入れをしました地方債の償還が終了することによりまして、毎年度公債費に充てていた財源の一部を消防施設整備基金に積み立て、来たるべき庁舎の大規模改修や建てかえの原資にしたいと考えております。

なお、現在の消防施設整備基金の残高は8,778万円であります。本年度2,000万円の積み立てを予定しているものでございます。来年度以降につきましても、継続的に積み立てをしたいというふうに考えております。

次に、要旨1の2つ目の庁舎整備の早期改修等についてですが、庁舎の改修等については、早急に取りかからなくてはならない課題であると認識をしております。昨年の北本消防署のトイレ改修工事や今年度の吹上分署の屋上防水工事など、少しずつではありますが、第5次消防力等整備計画に基づき実施をしてきている状況でございます。また、個々の施設をどうするかなどの個別計画も策定をしたいと考えております。その中で民間資金やスキームの活用について、調査研究していくたいと考えております。

それから、消防庁舎並びに庁舎のリースのご提案をいただいておりますが、いずれも組合の関係する条例の一部改正というのも必要となりますので、多方面にわたり調査研究をしてまいりたいと考えております。

なお、件名1、要旨2の再質問の答弁については、担当課長より答弁をいたさせます。

以上でございます。

**坂本国広議長 黒沼警防課長。**

**黒沼浩二警防課長** 件名1、要旨2の再質問についてお答えいたします。

初めに、主力の消防車両はどの程度の割合なのかというところでございますけれども、主力の消防車両の概念については、災害現場へ人員、資機材を搬送する車両でございまして、その内訳は、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、救助工作車、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、災害対応多目的車、人員輸送車、それから高規格救急車でございます。合計の30台でございます。消防本部で保有する全てで54台でございますので、その割合といたしましては、56%程度になるものでございます。

これ以外の車両の耐用年数や使用年数については、第5次消防力整備計画により、更新基準として広報車と事務連絡車を18年、指揮車と資機材搬送車を16年としています。ただし、広報車、事務連絡車は、劣化、稼動時間等に応じて実施計画で定めることとしており、二、三年延伸している状況でございます。

それから、補助金はどのぐらいもらえるのかというところでございますけれども、現在の国庫補助金でございます緊急消防援助隊設備整備費補助金は、平成18年度から制度化されたものでございます。補助対象としては、緊急消防援助隊として出動するために、あらかじめ国に登録している車

両が対象となります。当消防本部では、消防ポンプ自動車を4台、救急自動車を3台、救助工作車1台、支援車2台分が該当することとなります。

補助の仕組みとしては、一度補助を受けて5年をたちますと、また次の同じ車両で補助が受けられるということになりますので、例えば救急自動車でございますと、10年間、うちのほうが耐用年数を見ています。そのうち国に登録しているものが3台でございますので、10年間のうちで、全て補助要望して補助金がつくというわけではございませんが、6台程度は要望できると、消防ポンプ自動車については、同じような考え方で申し上げると、消防ポンプ自動車11台ございまして、8台程度が要望できるというような内容でございます。

続きまして、リース方式の件でございますけれども、消防では経常経費の平準化といたしまして、広域化後、一つの年度に車両更新が集中しないように、長い年月をかけてならすこと努めてまいりました。一般的な車両のリースでは、調達価格から5年後の残存価格を引いた金額に維持管理費を加えリース料を設定しているようでございますので、5年間の総額で比較すると、買い取り方式よりもリース方式にメリットがあり、民間などでは5年経過後に新車にリースするようございますが、消防では5年で新車というわけにもいきませんので、再リースをいたしますと、メリットが少なくなってまいります。また、消防ポンプ車など改造部分が少ないとはいえ、広報車などの消防車両をリースしようとする場合、5年後の残存価格がゼロであるというふうに聞いておりますので、どうしても買い取り方式よりも割高となるようでございます。

このようなことから消防車両は買い取り方式を継承しつつ、リース方式につきましては組合市への負担金の影響がないことを念頭に研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 佐藤事務局長兼総務課長。

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** 件名2の県央広域事務組合広報紙についてのカラー化についてということですが、新井議員のご指摘のとおり、カラー印刷された広報紙は人目につきやすく、県央広域事務組合に対し住民の皆さんに关心を持っていただく上で効果的なものであると認識しております。今後は、組合予算の状況などを考慮しながら、よりよい広報紙づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 新井孝雄議員。

**5番 新井孝雄議員** 答弁ありがとうございました。

車両についてはいろいろと細かく説明をしていただきまして、ありがとうございました。私は、消防車両というのはこれからいろんな災害が起きる可能性は極めて大きいだろうというふうには思います。そうしたときに、この構成市の区域の中で対応というのは、やっぱり人がいなくてはいけないことと、あと車両なんかも装備なんかも結構ないと、本当に災害が来たときに困ってしまうよ

うな状況もいざれ来るのかなということを思ったものですから、少しずつでも、補助は補助でいいのですけれども、やはり人もそうですし、機動力を増すという意味では、少しそういう検討もしていただきことも必要なのかな、やはり負担が大変、お金がないからというふうなことが一番ちょっとネックなのだろうというふうに思いますけれども、その辺は少し工夫をしていただいてやっていただけたとありがたいのかなというふうに思います。

今、地方自治体、ご案内のとおり本当に少子化で、新聞報道によるとあと20年ぐらいすると、生産人口が2割ぐらい減ってくるというような状況もあるようございます。生産人口が減ると、やっぱりそれぞれの構成市の財政事情も大変になってしまいますし、構成市の財政事情が大変になると、この一部事務組合のほうの負担金事業ですから、こっちも影響が少し出てくるのかなというふうには思います。そういう意味では、これは県央の問題ではなくて、各市が市民の安全安心をどういうふうに考えるか、それを県央広域事務組合にそれだけの負担をしてお願いをするのかというそういう姿勢の問題も多分あるのだろうというふうに思います。これからは高齢化で扶助費などの増大、そうしたことによって大変な状況になると思います。なので、少し、例えば学校とか公共施設の長寿命化への対応もそれぞれの自治体でこれから相当大変なのだろうと思います。なので、私は、そういう意味では公共は余り自己資本の財産を持たないほうがいいのだろうというふうに考える一人であります。なので、民間の活力を導入して、どんどん身軽になって、物が使えるということが一番いいのだろうなというふうに思います。ですから、少しずつそういうものにシフトしてもいいのではないかというふうに思います。

今まで事例、それから過去の実績等で調査をして、そういうことで踏襲しながら今まで事業は進んできたのだろうと思いますけれども、やはりよく言われる、少し常識は変わってきている、状況は変わってきているということからすると、一時的な対応でなくて将来を見据えたトータル的な、お金がかかるけれども、今やったほうが効果が後に出るというような、そのトータル的な見方を必要なのだろうというふうに思います。なので、今後幅広い視点から県央広域事務組合の事業について、改めていろんな方面からちょっと検討していただいて、事業推進していただければなというふうには思っております。これは、答えは結構ですので、要望という形にさせていただいて、一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

**坂本国広議長** 以上で5番、新井孝雄議員の質問を終結いたします。

続いて、6番、日高英城議員の質問を許可いたします。

日高英城議員。

〔6番 日高英城議員登壇〕

**6番 日高英城議員** 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しております5件について一般質問させていただきます。

人の死亡率は残念ながら100%でございます。いずれ誰も皆死を迎えます。少子高齢化や核家族など社会構造の変化に伴い、お墓や終活に対する考え方が個々で多様化しつつあることは、既に皆様もご承知のことと思われます。このようなことが今回の件名1から4までのテーマでもあります。

それでは、件名1、散骨設備整備導入について。要旨としまして、県内の整備状況……

[「粉骨、散骨」と言う人あり]

**6番 日高英城議員** 粉骨です。ごめんなさい。粉骨です。粉骨の設備整備導入についてです。要旨としまして、県内の整備状況について伺います。

まず、粉骨というものは、遺骨をパウダー化することにより、容積を3分の1から5分の1程度まで減らすことができます。散骨のためや個人の遺骨を容器などに詰めて、自宅や身近なところで供養をしたいなどのさまざまな供養の形に合わせることが可能であり、また将来のマイ収蔵スペースですか、スペースの確保にも役立ちます。自分の思い、家族の思いの選択肢の一つともなります。まず、県内公営斎場施設での粉骨事業の導入についてお伺いいたします。

件名2、墓地・公園墓地の整備について伺います。要旨としましては、厚生省生活衛生局長、墓地経営の指針等についてによりますと、墓地経営主体は、市町村などの地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても、宗教法人または公益法人等に限られることとされております。このことから、埼玉県央広域事務組合での事業化が有効と思うが、状況について伺います。

内容は要旨のとおりでございますが、地方公共団体が行うのが望ましい理由としては、墓地は、その公共性、公益性に鑑み、住民に対する基礎的なサービスとして、需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的、これは破綻の可能性が極めて少ないという意味合いです。安定的な運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。このため、例えば市町村が地域の実情を踏まえた墓地の設置等に関する計画を立てる仕組みの導入等も有効であると考えられます。

宗教法人や公益法人も非営利性の面では、経営墓地の主体としての適格性は認められるが、永続性の面では地方公共団体のほうがより適格性が高いと考えられます。ということでございます。

また、ご承知のこととは思いますが、一部事務組合での先進事例としましては、古くは大阪の飯盛園組合、こちらは昭和40年代に火葬を始め、43年ごろから墓地経営も一緒にやっているようございます。

それと、最近では首都圏の最新事例としては、稲城・府中墓苑組合があるようです。このことから本組合での事業化が望ましいのではないかなどご提案させていただきますが、現状のお考えについてお伺いいたします。

件名3、県央みずほ斎場での残骨灰の処分について。要旨としまして、現在の処理方法についてお伺いいたします。残骨灰の扱いについての問題は、先輩議員より教えていただき調べてみたところでございます。過去にメディアが取り上げたことにより、一時話題になったことのようです。

そこで、1回目としまして、本組合での現在の処理方法についてお伺いいたします。

件名4、県央みずほ斎場第一・第二式場の利用率と将来予測について伺います。要旨といたしまして、現在の年間利用状況について、去年の12月と1月の状況についてお聞きしたいと思います。

去年の一般質問だったと思いますが、将来の多死社会問題に対し、本組合の炉の能力で多死社会に対応できるのかということをお聞きしたところ、具体的な数字をもとにご説明いただき、とりあえず将来的にもこのままで足りるだろうということがわかりました。それにより安心したところでございます。たまたまことしの1月、知人が亡くなり、亡くなつてしまふたってからみずほ斎場での式が行われたことがありました。その際に、炉は大丈夫なのですが、式場は足りるのでしょうかということで一抹の不安を感じたところでございます。

まず、1回目としましては、現在の利用状況等についてお伺いいたします。

件名5、県央みずほ斎場LED化について伺います。まず最初は、現状についてということですけれども、昨年末とことしの1月の寒い時期ですか、みずほ斎場に行くことが何度かありました。参列した際に、LED化されていないのだと思い、そのようなことから今回お伺いすることでございます。

以上、5件についてご答弁のほうよろしくお願ひします。

**坂本国広議長** 順次答弁を求めます。

佐藤事務局長兼総務課長。

[佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇]

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** それでは、件名1、要旨1についてお答えいたします。

現在、埼玉県内には18の公営斎場施設と21の公営火葬場施設がございます。その火葬場21施設での粉骨整備状況を確認したところ、全ての施設において、仮葬した遺骨を細かくする粉骨設備は整備されておりませんでした。

続きまして、件名2、要旨1についてお答えいたします。公営墓地等の整備については、平成10年4月、県央みずほ斎場開設に当たっての管理運営の基本方針は、墓地に関しては地方自治法上は市町村の事務であり、県央広域事務組合としては行わないものである。なお、組合構成市が共同処理する事務としては、合意形成なされ、また規約変更への要請があれば、その時点から検討するとあります。

また、過去の組合議会においても同趣旨の一般質問がございましたが、「将来、組合市から墓地の業務も組合でという協議が調えれば、組合で行うことになると考えております」との答弁を行っております。ご承知のとおり、一部事務組合の事務処理につきましては、組合3市が組合で共同処理をする事務を決定し、それらを組合において処理を行うという制度でございます。このようなことから当組合といたしましては、現時点においてご質問の墓地・公園墓地の整備に関する答弁は、差し控えさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、件名3、要旨1についてお答えいたします。県央みずほ斎場では、人体の火葬とペットの火葬を行っておりますが、残骨灰の処分につきましては、指定管理者が処分業者と委託契約を行っております。この委託処理業者は、定期的に収集を行い、愛知県新城市にございます宗教法人永福寺にて供養を行い、人体の残骨灰につきましては、宗教法人賢居院に、また小動物の残骨灰につきましては、同じく豊橋市にございます宗教法人眞龍院において、最終的に埋葬されております。処理費用につきましては、指定管理料の中に含まれております。

次に、件名4、要旨1についてお答えいたします。初めに、現在の年間の式場利用状況ですが、平成29年度につきましては、第一式場が275件、第二式場が295件で、合計570件の利用がございました。また、12月、1月の利用状況でございますが、第一式場が12月23件、1月23件で、第二式場が12月26件、1月23件でございました。平成29年度の利用率は、第一式場が90.8%、第二式場が97.4%で、平均の利用率は94.1%でございました。将来の予測についてですが、近年、火葬件数は若干増加傾向にありますが、式場利用につきましては横ばい、またはわずかに減少傾向であり、今後もこのような状況で推移していくものと考えております。

次に、件名5、要旨1についてお答えいたします。県央みずほ斎場は、平成10年4月の開設から20年が経過し、施設内の各設備とも経年劣化によるふぐあいが見られるところでございます。現在、使用している照明設備類につきましては、部分的にLED化を進めているところでございまして、平成24年度に待合室1、2の照明をLED化し、昨年は非常用照明をLEDに交換いたしました。今後も電力コスト削減のため、予算を考慮しながら計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長**　日高英城議員。

**6番　日高英城議員**　丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、件名1の2回目についてお伺いします。今回取り上げたことで少し調べてみました。県内、住所は板橋にあったのですけれども、戸田葬祭場というのがあります、さすが戸田市だなと思ったのですけれども、よく調べていくと昭和2年から火葬事業をスタートした創立90年を超えている民間の火葬場だったので。これにはびっくりしました。実際、粉骨について取り組まれているのは、民間企業のようです。先例はないとのことですので、組合での検討もされていないことかと思います。

さきに申し立ており、お墓や終活に対する考え方の多様化に対し、一定程度組合でも対応できるように、今後、社会や近隣の動向に対し注視していただき、準備あるいは研究をしていただきたいと思いますが、この件に関していかがでしょうか、お伺いいたします。

件名2につきまして、2回目をお願いします。過去の経緯については理解しました。少しずれますが、北本市でのことを少し申し上げさせていただきます。何度か市議会のほうでも一般質問で取り上げさせていただき、本市の市長、現王園市長には一定程度の理解をいただいていることとは思

いますが、なかなか難しいところではあります。

本市は、昭和45年、人口3万人、46年に公団ができ、その後、一戸建ての造成が進み、バブル崩壊のころまではマンションがたくさん建設されました。ピーク時には7万人まで人口がふえ、皮肉なことにその子供たちが独立したことが人口減少の一つの一因と言えることでしょう。要は、人口の半分以上が転入者、よそ者です。その半分以上が高齢者、ざっくり申し上げさせていただきますが、その高齢者がついの住みかとして本市でも暮らしております。また、ざっくり考えて約1万人前後の墓難民の方がこれから出てくるのではないかということが推測されるところでございます。

鴻巣市さん、桶川市においても、まちの歴史は違いはあっても、東京までの1時間弱の通勤圏として移り住まれた方がたくさんいるのではないかなと思います。そういう方に対しては、本市ともう乖離するものではないことかと思っております。

さきの答弁で、過去に、「将来、組合市から墓地の業務も組合でという協議が調べば、組合で行うことになると考えております」ということから、構成市の皆様にはぜひ市民ニーズなどの調査等を視野に入れ、前向きにお考えいただきたいことを要望しまして、件名3の2回目の質問に移らせていただきます。

件名3の2回目です。特に問題なく処理されていることがわかりました。残骨灰の供養もしっかりされておられるようです。指定管理業者が処分業者と契約しているということでしょう。組合の予算、決算には記載が出てこないことは思いますが、具体的な処理金額がわかれば、2回目で少し教えていただきたいと思います。

件名4の2回目です。稼働率が94.1%、事業としてはすばらしい数字かと思います。しかしながら、公共施設、葬儀場ということで、また減少傾向とはいえ、先ほどの行政報告でも1日平均1.9の利用ということです。多死社会を迎えるに当たっては、不足するのではないかとの懸念も感じます。民業とのバランス等の課題もありますが、多死社会到来したころ、今から言うと、後で慌てないように今のうちからデータをもとにしっかりと検証しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

件名5、2回目です。非常用照明をLEDに交換されたということは、いいタイミングだったかと思います。当然これ消防の設備点検での指摘工事でしょうから、絶対やらなければいけないものです。それで、ほかの照明に関して民間の感覚で少し申し上げさせていただきますと、我々マンションのLED化も終了したところなのですけれども、業者に来てもらって見積もりを出してもらうと、そうすると電球の交換箇所が何カ所、器具の交換箇所が何カ所、それで電気の単価を掛けて時間を掛けてといろいろな計算をしていただいて、損益分岐がうちの場合は5年とか6年後に、節電効果の金額で5年すれば工事代金がチャラになって、その先が節電効果が丸々見込めますよというような、そういった説明の見積もりが出されてきました。

それとあわせて、管球の交換の費用もLED照明は10年ということですから、通常の蛍光灯や電

球のように切れたからかえるという費用も削減されることかと思います。最近では、LEDの照明は、性能的にも価格的にも落ちついてきたことかと思われます。つもり、起債、借錢してでも早く着手すれば、電気代の削減効果そのものも早く出でます。今回、みずほ斎場を例にいたしましたが、この消防署本署、分署についても同様のことが言えるかと思います。いろいろ防水工事との優先順位はあろうかと察しますが、早く着手すれば早く効果が出るということを各管理者にご理解いただき、組合として前向きな検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

**坂本国広議長** 答弁を求めます。

佐藤事務局長兼総務課長。

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** それでは、順次再質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、件名1、要旨1の公共のものとして導入されていないようだが、検討してはいかがということですが、市民からのニーズや他の公共施設への今後の導入など先ほどお伺いしましたが、考慮しながら調査研究をしていきたいと考えております。

続きまして、件名3の残骨灰の現在の処理方法についての具体的に金額はいかがということですが、指定管理者から残骨灰の処理費用として支払われている金額につきましては、年間6万4,800円でございます。

続きまして、件名4のみずほ斎場第一、第二式場の利用率についてのデータ等ということでございますが、近年、民間の式場が増加していることを考慮いたしますと、今後も対応できるものと考えております。

また、件名5の県央みずほ斎場のLED化についての今後についてということですが、今月に入りまして業者に調査を依頼しております、現在、金額、効果等をはじき出している段階でございます。今後につきましては、組合予算の配分などに考慮しながら、計画的に斎場管内全てのLED化を予定しております。これにより完了時には、現在と比べ光熱費削減につながるものと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 日高英城議員。

**6番 日高英城議員** いろいろと答弁ありがとうございました。

件名1につきましては、粉骨といつても2万円とか3万円とかそういう事業かと思います。いずれにしましても、おくれをとらないように構えだけはしておいていただきたいと思います。

件名2につきましては、以上でございまして、件名3について3回目に少しお伺いします。金額を察するところ、処分費と売却利益でいて程度相殺されているのかなという感じます。ご承知のこととは思いますが、少しほかの自治体での事例を紹介させていただきたいと思いますが、

横浜市では、2017年度10月までの分、4 斎場で3,000万円で売却、前橋市では20年以上前から売却としていまして、2017年3月では623万円で売却、名古屋市では2016年度1,800万円で売却、ちょっと変わったところで、三重県の松阪市や兵庫の姫路では、処理の委託で1円で入札するという業者が出てきているらしい。また、真反対な事象なのですけれども、北九州市では、倫理的な問題からいろいろ非難されたということでしょうか、1991年に売却を取りやめているそうです。いろいろと賛否はあることでございますが、決して業者にもうけるなということではなく、偏った1社だけが利益、ぼろもうけするようなことがあってはいけないかと思います。指定管理ということでなかなか難しいこととは思いますが、次の契約時には、本組合の考え方、指針をしっかり検討していただき、処分費と売却費を分けた上で、指定管理料にどのように反映されているかと、そのような具体的な内容を議会への報告をしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか伺います。

それと、式場の件ですけれども、現在のところ民業もあるので大丈夫かということです。いずれにしましても、件名4に対しては、構えという意味ではしっかり検討していただきたいと思います。

件名5に対しては、いいタイミングで見積もりも業者に委託しているようでございます。早く着手すればそれなりの効果が出るということですので、ぜひ前向きに検討いただき、早急に対応をお願いしたいと思いますが、先ほど申ししたように、庁舎に対しても同じように早い対応を求めます。これは、答弁は要りません。

件名3のみ3回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

**坂本国広議長** 答弁を求めます。

佐藤事務局長兼総務課長。

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** 件名3につきましての再々質問ということでございますが、今後につきましては検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**坂本国広議長** 以上で6番、日高英城議員の質問を終結いたします。

続いて、7番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

[7番 諏訪善一良議員登壇]

**7番 諏訪善一良議員** それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

件名1、埼玉県央広域消防の当面の事業について管理者に伺う。要旨1、平成30年度埼玉特別機動援助隊(埼玉スマート)合同訓練について。当消防本部が企画・運営・訓練に参画する大規模災害を想定したとする合同訓練について、どのような内容を想定しておりますか、お伺いをいたします。

ご承知のとおり、さきの臨時会のときに行政報告の中にもございました。つい先ごろですか、集中豪雨で大変な被害が出ました。また、近い将来、関東地域にも大きな震災があるのでないかと

いう予測もされています。そうした中におきまして、ちょうど埼玉県央部に位置する当組合は、埼玉県の西部の山岳地帯、そして東部の低い地域、そして南部に埼玉県の主要な人口増地帯がございます。そうした中におきまして、ある意味においては非常に時宜を得た大事業ではないかと考えているところでございますので、その内容、企画・運営・訓練に参画する意義等も含めてお伺いするものでございます。

要旨の2、同訓練の企画基本並びに大規模災害規模についてでございます。どのような内容を想定しておるのかについてお伺いをするものでございます。

要旨3番、同訓練はどのような効果が期待できますか。

要旨4番、上尾バイパスを含む当管内西側の道路網整備に合わせ、桶川西分署の立地も含めた位置づけを示されたい。これは、先ほど新井孝雄議員のほうからもありましたように、先日ですか、また何度か桶川西分署に伺った折、非常に大雨のあるごとに消防署の職員の車、それから消防機材等、ほかに運んでいるという状態だそうでございます。隣に江川が流れております、何年か前には大きな出水事故もあったところでございます。

そうした中におきまして、ぜひ今圈央道が2年ほど前ですか、開通いたしまして、桶川北本インターも近くにございます。また、今度圈央道が開通すると同時に、今事業を進めております首都高速大宮線が上尾市まで延伸されてきます。そいたしますと、こうした道路網の整備に合わせての我が県央消防組合の救急等も含めての出動の機会、また守備範囲もかなり広がるのではないかと思います。特に直近10年を見ますと、上尾バイパスの開通と、それから今大分整備が進んでおります桶川市、上尾市の西側の中山道と言われています、桶川市では西大通り線と言っておりますが、北本市では西中通り線という道路、そして鴻巣市におきましてももう半分以上が整備がされているというふうに聞いております。このような、今より、先ほどの日高議員の言っているように、北本市はほぼ50年、60年前から大変に人口がふえまして、当時、北本宿村、昭和34年でしたか、1万5,000人だったのですが、ピーク時には7万を超えて、今6万7,000人程度になっております。非常にそういう中では交通の状況が高崎線の西側、東側、今までその全ての歴史がほとんど東側で整備をされてまいりました。今後の10年は、今申し上げましたけれども、上尾バイパス、それから西中通り線等の整備が進んでまいりますと、極めて西側の地域が大きくなると思います。そうした中におきまして、そのような道路整備もあわせて、桶川の西分署の位置づけ、これが非常に重要なところではないかと思っておりますので、それについて、これは前回の質問、そしてちょうど一昨年ですか、7月における質問等も含めての内容でございますので、その点についてお伺いをするものでございます。

件名2、消防業務における消防・防災・救助活動について、新しい現場の最高責任者としての消防長にお伺いをするものでございます。

要旨1、近年想定されている大震災も含め、急ぐべき当管内の課題は何かお伺いしたいと思いま

す。

件名3、県央みずほ斎場の事業について。要旨1、今日の社会状況の変化に合わせ、事業内容について企画・新規事業等方針がありますかということでございます。この辺は、実は私も北本の地元の議会でも扱っておりまして、先ほどちょうど日高議員から質問もありましたように、恐らく斎場に対する市民のニーズというのは、先ほど具体的に日高議員が言っていましたが、粉骨事業ですか、等も入ってくるのではないかと思いますし、また市民墓地、この要望も出てくるのではないかと、先ごろの新聞の報道によりますと、浦和市におきましても大体今後1万7,000人からのそうしたお墓がないですか、先ほどの日高議員の質問の中に新しい言葉がありました。お墓難民ですか、こういうのが出てくるのではないかと考えていますので、ぜひその辺も、先ほどの答弁では、一步踏み込みがなかったのかなと思っていますけれども、私はこういうような事業こそは、逆にこうした公共事業は、できれば政府の現在の行政の広域化というのを含めてご答弁いただければと期待をいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**坂本国広議長** 順次答弁を求めます。

管理者、鴻巣市長。

[原口和久管理者登壇]

**原口和久管理者** 件名1、要旨1についてお答えします。

本合同訓練ですけれども、埼玉県の主催によりまして、消防機関の救助隊、医療機関の災害医療派遣チーム(通称DMA T)及び埼玉県防災航空隊で構成された埼玉県特別機動援助隊(通称埼玉スマート)の連携を強化するために実施される訓練でございます。

訓練当日は、主催者であります埼玉県知事を初め来賓招待者として県議会議員、本組合議会議員及び関係機関の長に臨席していただく予定でございます。

今年度の訓練の内容につきましては、来年熊谷市で行われるラグビーワールドカップ、また2020年東京オリンピック・パラリンピックの自国開催を見据え、鴻巣市上谷総合公園内のフラワースタジアムにおいて何らかの爆発事故が起き、スポーツ観戦に訪れた多数の方が負傷したとの災害想定で現在調整を行っております。

要旨2、要旨3については、担当のほうから答弁をさせます。

**坂本国広議長** 黒沼警防課長。

[黒沼浩二警防課長登壇]

**黒沼浩二警防課長** 件名1、要旨2、要旨3について順次お答えいたします。

本合同訓練の企画基本は、埼玉県特別機動援助隊設置要綱及び埼玉県下消防相互応援協定に基づき実施する実践的な訓練であり、埼玉県消防機関及び医療機関の円滑な連携強化を図ることとしております。

災害規模につきましては、スポーツ観戦中に発生した爆発により受傷した負傷者150名程度を想定

しており、局所災害における多数傷病者対応としております。

参加機関につきましては、埼玉スマート登録の11消防本部と近隣の4消防本部の計15消防本部及び災害医療派遣チーム(DMATT)を保有する県内の18医療機関、埼玉県防災航空隊及び鴻巣警察署を予定しております、訓練実施者200名程度、運営係員100名程度、訓練車両約50台、埼玉県防災ヘリコプター2機の参加で調整を行っております。

次に、要旨3についてお答えいたします。当消防本部から高度救助隊、消防隊、救急隊及び指揮隊等が参加する予定であり、多数傷病者発生の災害対応能力のスキルアップのほか、他機関との連携能力の向上が期待できます。また、訓練の準備と運営にも多くの職員が参加することになり、訓練の企画・運営能力の向上はもとより、当消防本部にとりましてもさらなる広域応援に対する受援体制の強化につながるものと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 管理者、鴻巣市長。

[原口和久管理者登壇]

**原口和久管理者** 件名1、要旨4についてお答えいたします。

上尾バイパスが開通すると、当消防本部管内を上尾バイパスと国道17号の2つの大きな動脈となる交通網が整備され、管内を南北に国道17号と上尾バイパス、東西には既に開通している圏央道と3つの大きな道路が通ることになります。また、管内を南北に縦断する上尾道路の開通により、消防本部管内西側での消防を取り巻く環境は、救急車両等の災害現場までの到着時間が短縮される一方で、交通事故などの災害が今まで以上に多く発生することが予測されます。

このような社会環境の変化が予想される中で、消防署及び分署については、消防拠点としての機能が果たせるかを検討しなければならないのは当然ですが、桶川西分署については、広域化前から現在の場所にあり、桶川市から引き継いで現在の場所で業務を行っている状況ですので、組合独自で今後の方向性を決められることではないと考えています。

以上です。

**坂本国広議長** 野本消防長。

[野本照夫消防長登壇]

**野本照夫消防長** 件名2、要旨1についてお答えいたします。

消防・防災・救助活動における急ぐべき当消防本部の課題といたしまして、1つ目として、訓練、研修、演習等を通じ、指揮、警防、救助、救急、指令業務などの災害現場活動の強化を図るための消防活動体制の強化、2つ目として、大規模災害時の体制強化や関係機関との連携強化を推進するための災害対応能力の強化と認識をしております。この2つの課題に対応するため、当消防本部では、平成28年12月に発生しました糸魚川市大規模火災を受け、国から示された今後取り組むべき事項に従い、本年4月に管内の2つの事業所と災害時における消防用水等の確保に関する協定を締結

し、6月には「大規模延焼(強風下)火災」警防活動基準を策定いたしました。

また、平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した大規模な倉庫火災を受け、国から示された今後の方策に従い、本年3月に大規模倉庫等の特殊建物警防計画策定要領を定め、当該倉庫等の警防計画の見直し、または策定を開始したところでございます。本年6月には、「倉庫火災」警防活動基準を策定し、現在、大型重機を保有する事業所と外壁等の破壊に係る協定につきまして、準備を進めているところでございます。

今後におきましても、全国各地で発生した災害を教訓に、大震災や風水害等への消防活動体制及び災害対応力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 佐藤事務局長兼総務課長。

[佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇]

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** 件名3、要旨1についてお答えいたします。

近年の社会状況や家族構成の変化などから、葬儀の形態が個人葬、家族葬などの形式によりとり行われるケースが増加しております。葬儀の会場につきましても、民間の葬儀会社が家族葬を中心とした葬儀の形式に力を入れているように見受けられております。また、ペットの火葬件数も増加傾向にあり、ペットも家族同様の意識が強くなってきており、その対応に関しましても指定管理者に対し、十分な配慮を行うよう伝えているところでございます。

新たな事業等方針はということありますが、組合といたしましては現在のところ新たな事業はございませんが、老朽化の進んだ施設の大規模な改修を今後大きな事業として捉え、斎場の改修計画を策定中でございます。

以上でございます。

**坂本国広議長** 諏訪善一良議員。

**7番 諏訪善一良議員** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、埼玉スマートについてですが、規模としましてはかなり大規模なのかなと、具体的には来年のラグビーワールドカップ、また再来年、もうちょうど2年切ったようですが、東京オリンピック、埼玉県内でも何カ所か会場になっているわけでして、その中における想定規模も負傷者150名程度を考えているということで、かなり大規模だなということがわかりました。

そうした中で、きょうの原口管理者の報告にもありますように、まさに本組合の今後についての表明といたしまして、本組合の発展のため災害対応のより一層の強化、充実を図り、管内住民の安全安心の確保を図るというふうに述べられております。

今申しましたように、近年、国内では幸いテロ的なものは起きていないのですが、この大きな大会の中において、そういうことも想定されるのだろうと、またそれを想定した今回のこの埼玉スマートを埼玉県が主催して、当地で行うことを想定しているのではないかと思うのですが、また一方

で、きょう、別な報告の中で、航空隊ですか、埼玉県の派遣した航空隊にて女性が1人救助されたということが出ております。当県内には、ちょうど埼玉県の防災航空隊があります。そして、ヘリが着陸できる病院もある。そうした面においてはかなり充実した位置にあるのではないかと思っておりますが、今、具体的に聞きますと、県内の航空機、これの常駐場所はたしか桶川だと思っていますけれども、管内にはそれに対応できる病院というのはどこがあるでしょうか。

そのようなものも一貫して整備をされていかないと、この埼玉スマートは生かしていくのではないかと思いますが、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。これは、もし管理者がわかれば管理者、また担当の問題なら担当のほうで結構でございますので、ご答弁をいただきたいと思っています。

今のものも含めて、一応この要旨2、訓練の基本、それから規模の災害想定についてはわかりましたけれども、このような訓練からはどのような効果が期待できるかにつきましては、ちょっと今の答弁にはなかったように思うのですが、補足してお願いいたします。

次に、要旨4、原口管理者のほうから答弁がございましたけれども、社会環境の変化、まさに上尾バイパス、国道17号、圏央道、そして今延伸が図られつつある、いわゆる首都高速大宮線、守備範囲は非常に変わってきます。今、管理者も述べましたように、社会環境は変化をしていると。また、この10年間、そのことが住民に認識されるのですが、しかしながら今の答弁ですと、広域組合である当組合においては、行政の範囲ではないというふうな答弁だったのですが、そうではなくて、管理者がきょう行政報告の冒頭に言いましたように、もう一度言いますけれども、災害対応のより一層の強化、充実を図り、管内の住民の安全安心の確保をするという理念とは、今の答弁は相当乖離すると思います。

ちなみに、大体大きく分けまして、高崎線の東側、これは鴻巣、北本、桶川を見てみると、いわゆる分署、署の配置といいますのは、ご承知のとおりほとんどが、北本の消防署を除くと、分署は鴻巣のほうは西分署、桶川市のほうがいわゆる西分署、あとほとんど国道17号サイドだけなのです。社会環境はこれだけ変わっていくという状況の中で、これは当組合、そして構成市の対応力が問われていると思うのです。そうした中における今の答弁では、大きく乖離していると思うのですが、もう一度お伺いいたします。未来対応してこそ私の責任だと考えるものであります。

続きまして、件名2につきまして、これにつきましては今糸魚川市の火災、それから三芳町の大きな火災を例に挙げて答弁してくれました。当管内でも、隣にあったのですが、以前、もう10年ぐらい前になるのですか、吉見の倉庫というのでしょうか、工場というか、大きな災害があつて、かなり手間取った消火だったと思っています。もし、今も言いましたように、上尾バイパス等ができますと、また流通機能というのはかなり発達すると思うのです。桶川市でも今桶川北本インター周辺を、この辺はまだ農振地域であるのだけれども、ここを開発しようという意思もあるようでございます。そうしたときに、やはり流通関係が、また大型の流通施設等が進出する可能性もあるのだ

と思っています。その辺につきましてもどのように考えているか。今は、その大型倉庫だとお答えしてくれましたので、その辺をもしかる範囲で結構でございますので、ご答弁いただけたらと思っています。

それから、あと埼玉県の場合は、たしか防災施設というのが本部としましては、川島にあったかなと思います。あと東西南北に、これはたしか航空ヘリポートが何機か分含めてあったと思うのですが、この辺との連携がもしできていたら、どんなことをされているのかも含めて、いわゆる埼玉スマートとの関係もあるのかないのかも含めて、参加のほうも含めてご答弁いただければありがたいと思います。

件名3につきまして、これは先ほども言いましたように、また答弁にもございましたように、個人葬とか家族葬と、それでいわゆる以前の状況とは変わってきていると思うのです。それで、多くの皆さんのがいわゆる子供たちに、また孫たちに負担をかけたくないという中で、現在、いわゆる合葬墓とか樹木葬とか、それから散骨葬という形に変わってきています。そうした中で、私もいわゆる斎場のあり方というのが、どうも先ほどの日高議員の質問によりますと、民間で……これは北区ですか、等であるなのだけれども、こういう行政が市民のニーズに的確に対応していくという必要、ほかに例がないからではなくて、率先してそうしたものを整備をしていくという姿勢は管理者にはないのでしょうか。今、求められているところは、当地域もちょうど1世代、2世代前といいましょうか、人口が急増いたしまして、そうしたお墓のない、いわゆる日高議員のところの墓難民ですか、こういうのを先取りをすることによって、先ほどいわゆる原口管理者も言われました、先ほどの前段の後の後段のほう、人生の終えんの場としてふさわしい斎場施設の環境の維持管理に取り組む所存ですということに結びつけていただきたい。それが今、消防業務、それから防災、それから斎場業務を扱っている当組合の仕事ではないかと思うのです。こうした交通環境の変化、そして斎場に対する……市民墓地についても今の答弁ですと、行政の範囲ではないというような答弁でもあったわけですけれども、含めて私は取り組んでほしいと思うし、それが時代の要請ではないかと考えますので、ご答弁をお願いいたします。

**坂本国広議長** 答弁を求めます。

新井消防本部次長。

**新井 正消防本部次長** 要旨1の今回の訓練の関係の病院への搬送とか、あとヘリの着陸場の関係なのですけれども、当管内の病院でヘリ着陸場がある病院にありますと、北里大学メディカルセンター病院が屋上にヘリポートを所有しております。ただ、病院自体がこういう災害のときに重症の患者ですとかがをした人を診るに当たっては、3次医療機関が診るというのが大きい病院、3次医療を標榜している病院が診るということになりますと、北里大学病院はヘリポートはあるのですけれども、2次医療病院ということで、こういう大災害時の重症患者に関しては受け入れはどうなのがなことがありますので、今回の訓練の中にDMA T隊が18隊来ますけれども、この18の

DMA T隊は、ほとんどが救命センター、3次医療病院を持っているところから来ていると、北里病院は違いますけれども、北里病院もDMA T隊には登録されているのですが、3次医療病院ではないと、3次医療病院の関係の重症患者にありますと、そういう埼玉医科大学病院ですとかさいたま赤十字病院ですとか、そういう大きい病院に搬送するということもこのDMA T隊の訓練に含まれているものと考えております。

では逆に、北里大学病院とかはどうなのかといいますと、重症ではない中等症の患者さんなんかを診るというすみ分けをする。もしくは管内にある2次病院のほかの病院にありますと、軽症者もしくは中等症の患者でもその病院によって診られる範囲があるのでけれども、そういう色分けをしながら病院に、この150名の傷病者を搬送するという訓練につながるものと考えております。

次に、効果にありますと、埼玉スマートでは、今も申しましたように、医療機関と航空隊との相互の訓練、消防だけの訓練ではなくて、医療機関のDMA T隊、災害医療チームが来て、また防災航空隊が来て、傷病者をいろいろなところに運ぶ、そういう訓練も兼ねた、消防としては救助をするのが訓練であります。また、DMA T隊や防災航空隊にありますと、病院への搬送、処置をする、そういうところも消防とコラボレーションをとりながら行うというのが効果ではないのかと考えております。

続きまして、件名2の流通関係の倉庫の関係なわけですけれども、この関係にありますと、三芳町でアスクル火災があったときに、当消防本部でも大型倉庫の緊急査察を行いました。そのときにあったデータに基づいて警防計画を作成し、火災があったときには、その計画にのっとって対応するという計画を大型倉庫にあってはつくっております。

また、先ほどの消防長の答弁にもありましたように、大型重機を持つ事業所との協定も今ちょっと準備を進めているのですけれども、倉庫火災になったときに、重機で外壁を壊して、そこに水を入れる、そういうことも考えて、少しずつですけれども、対応を考えているということでございます。

以上でございます。

**坂本国広議長** 野本消防長。

**野本照夫消防長** 件名1、要旨4の再質問について私のほうから答弁をさせていただきます。

私としても、上尾バイパス等々が開通いたしますと、交通量が各段にふえ、交通事故などの災害が多く発生することが予測される中で、消防署所の消防拠点としての役割について検討しなければならないというふうには考えております。このことも踏まえまして、桶川西分署につきましては、桶川市域の消防力、救急力について、昨年度から意見交換を担当者間で始めたものでございます。当面につきましては、今ある施設を十分に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 佐藤事務局長兼総務課長。

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** 先ほどの斎場の事業ということでございますが、日高議員にもお答えいたしましたように、事務処理といたしましては、組合市においての事務と考えておりますので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**坂本国広議長 諏訪善一良議員。**

**7番 諏訪善一良議員** では、多分、この交通状況の変化も含めて、先ほども言いましたように、この埼玉スマートの県主催における、当地区におけるこの訓練、かなり意義があると思っておりますし、また時期的にワールドカップもあるし、オリンピックもあるしと、しかしながら今の答弁の範囲が、担当課長を超えて、やはりこれは管理者の方針になってくると思うのです。認識のほうも社会変化を認めていますし、今後10年間、道路網の整備状況も十分認識されていると、しかしながら桶川西分署は当組合の前からあると。それは確かに桶川市は、これは多分前の町村合併が昭和29年でしたか、桶川町、川田谷村、加納村の合併だと思うのです。だから、その管理者として、何か今の答弁だと、入れないようなことを言っているのですが、これこそ正副管理者で話し合って、今こんなに社会状況が変わろうとしているのですから、積極的に取り組んでいくということでないと、管理者の提案説明にありました、いわゆる災害対応のより一層の強化、充実を図り、管内住民の安心安全の確保を図るということについて描けないではないですか。管理者、どうなのですか。

各担当の課長の範疇ではなくて、正副管理者、そして今のこの昭和33年ごろでしたか、国道17号線が開通したのは、あれからほぼ60年です。ご承知のとおり高崎線の東部地域を中心にして、我が家まち、そして桶川市、鴻巣市も発展してまいりました。それが今後10年後、大きく変わろうとしているのです。環境の変化も、原口管理者が述べたとおりです。これに対応するのがこの議会、そして県央の、そして正副管理者の仕事ではないですか。その点については、管理者が述べられた提案説明に沿ってご答弁ください。

それから、今、大型倉庫についてご答弁をいただきました。管内の当地域がちょうど埼玉県の地域が、つい先ごろですか、いわゆる外環道が埼玉県から千葉県まで開通しまして、これは先月でしたか、かなり流通が変わってきて、それが大きく広がって、今圏央道という東京50キロ圏内の地域は非常に流通に果たす役割が大きく増してきていると思うのです。それらも含めて、以前の行政の範囲ではなくて、国も広域行政というものを重視していこうとしているところなのですから、個々の地方行政がそういうことについても対応すべきではないかと思っています。

それから、この斎場の問題ですが、これにつきましても組合としては考えていません。日高議員についても答弁は控えたいと、控えないでください。こうした社会のニーズ、これを的確に捉えてこそ、原口管理者の言うところの斎場施設の環境の維持管理に取り組む責任を果たすのではないかですか。ここについても、恐らく多分課長の範囲ではちょっとあれかなと思っていましたので、あえてどうでしょう、原口管理者。今まで検討を全くしていないのですか。現に我が地域と同じように人

口がいわゆる東京一極集中、埼玉県においても県南部集中において、今後、多死時代を迎えるに当たって、そうした社会ニーズは十二分に予測できるではないですか。この辺もまさに管理者、そして正副が協力して、広域行政に対応していくという大きな流れの中で、果たす役割はあると思うのです。

先ほども言いましたように、管理者の提案説明と一貫性ある中でご答弁をいただきたい。

以上、3回目の質問です。以上で終わります。

**坂本国広議長** 答弁を求めます。

管理者、鴻巣市長。

**原口和久管理者** それでは、私にということありますので、まず議会の中で、私が課長なり次長、消防長、参事それぞれおりますけれども、私が指示をして答弁をさせていただいておりますので、私からの指示ということをまず確認をしておいていただければ、そのように思っております。

それで、先ほどの桶川西分署の関係でございます。当然、この組合として、あるいはそれぞれの3市のこの地域住民の安全安心、これは当然十二分に考える必要はあるし、これが安全のためにしっかりと進めること、これが組合の役割、これは当然でございます。ただ、桶川西分署の関係、それから上尾バイパスということでお話ありましたけれども、今後どういうふうにするかというのは、先ほど消防長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、それぞれ今検討しておるところもございます。ただ、私が最初に答弁をいたしましたけれども、これは桶川時代の桶川消防の中での西分署、あそこが一番いいだろうということで設置をしていただいたと思っております。当然県道の端でもありますし、交通につきましても非常に重要な位置づけではないかなというふうに思っております。この辺につきましても、当然桶川市の考え方もう少ししっかり聞いて、そして将来的には、それではこの県央広域事務組合のほうで、本当に果たしてそれがいいのかどうかというのも、これから当然検討していかなくてはいけないなというふうに思っております。

それと、斎場の関係でございますけれども、斎場につきまして、諏訪議員は何でも要望について全てやれということでもありますけれども、これは何でもやればいいというものではないのです。もちろん要望について、できる限りお応えをすること、これは重要でございますけれども、当然全ての皆さんが満足いくような行政運営、これは当然理想ではありますけれども、全てがこれが結果が生まれるわけでもございません。ある程度個人でお願いをしなくてはならない部分はあります。そういうところはしっかりとサポートはしてまいりますけれども、すぐに家族葬や個人葬、あるいはその葬儀に対する部分、これは民間業者がおられるわけでございますので、民間に任せられる部分については、しっかりと民間に任せていく、これはこれからもこの方針は変わらないというふうに私は思っております。

**坂本国広議長** 以上で7番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時46分)

---

◊

(開議 午後 1時00分)

**坂本国広議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、3番、潮田幸子議員の質問を許可いたします。

潮田幸子議員。

[3番 潮田幸子議員登壇]

**3番 潮田幸子議員** 議席番号3番、公明党、潮田幸子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を行います、

件名1、災害時緊急車両の道路の安全確保についてでございます。近年、想定外の災害が立て続けに起こっています。6月18日朝7時58分ごろに発生した震度6弱の大坂北部地震、交通機関の運休や断水、停電も相次ぎ、都市機能を直撃いたしました。死者4名、負傷者434名、全壊家屋9件、半壊87、一部損壊2万7,096、非住家686のほか水道管の破裂による断水、道路の冠水被害映像もすごい状況でした。

その報道から間もなく梅雨前線の活発化により大変な豪雨災害が西日本で起り、平成30年7月豪雨災害として激甚災害の認定も受けるということでございます。豪雨災害で被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた皆様に心から哀悼の意を表するものでございます。

いざ災害となつたとき、市民にとって頼みとるのは消防、救急隊です。119番通報をすればすぐに駆けつけてくれるとの安心がありますが、同時多発の自然災害の場合、救急要請は一斉となり、限界もあります。今回の豪雨災害では、救助に向かった消防車両も途中で身動きがとれなくなり、現場到着まで5時間余り要した事例もあったとのことであります。

豪雨災害につきましては、一昨年、一般質問で行いましたので、今回は地震等の災害を想定した質問とし、災害時に消防車、救急車が来てくれるための道路の安全確保が最重要であることから、以下伺います。

**要旨1**、大阪北部地震の被災状況から本管内で想定される課題についてでございます。大阪北部地震では、高槻市で小学校のブロック塀が倒壊し、通学中の小学校4年生の女の子が下敷きになって亡くなる痛ましい事故が発生しました。調査によると、この倒壊したブロック塀は、建築基準法施行令で定める高さ2.2メートルを超える3.5メートルであるにもかかわらず、補強設備である控え壁がなく、基礎部分と増設部分をつなぐ鉄筋が短く、強度不足の可能性が指摘されています。ブロック塀は外部からプールへの視線を遮る意味もあったと推察され、同様の目隠し対策は多くの学校で実施している可能性があるため、文部科学省は、全国の教育委員会に小中学校の通学路にあるブロック塀の緊急点検を要請しました。その結果、県内でも建築基準法に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校は、県立学校で8校、市町村立小中学校343校、劣化や損傷などが生じている

ブロック塀等を有する学校が県立学校12校、市町村立小中学校161校であり、本管内でも該当する学校はあります。ブロック塀の倒壊は学校施設に限ったことではなく、民間の私有地であってもブロックの倒壊があれば、道路を遮断し、緊急車両は通行できなくなります。また、今回も各地で起きた水道管の破裂など、冠水状況がひどければ通行できなくなります。

地震で運転を見合せた鉄道各社の踏切で遮断機がおりたままになり、迂回を余儀なくされ、本来7分の救急搬送が42分かかったとの例も今回大阪北部地震がありました。本管内で想定される課題は何か伺います。

要旨2、危険箇所(塀等を含む)に関する管内自治体との詳細な情報共有についてであります。要旨1でも述べましたが、県内の小中学校のブロック塀で危険な箇所は、全自治体教育委員会では掌握している情報を、その情報に対して消防本部として把握しているのか伺いたいと思います。

また、民間であっても危険と思われるブロック塀、倒壊の危険性のある民間施設、崖崩れなどの危険箇所等、鴻巣、北本、桶川の各自治体が掌握している情報は、確実に共有されているのか。または、各自治体がこれから行う調査について、市民の命を守るための情報として、詳細な情報共有はどうになされるのか伺います。

件名2、児童生徒の緊急時救急対応の「安心シート」についてでございます。要旨1、児童生徒が校内及び登下校時に事故、けがに遭った場合の救急活動についてでございます。

連日、非常に暑い日が続いております。一昔前には考えられなかつた猛暑で、熱中症等急病や事故、想定外の豪雨など災害も起こり得る状況です。児童生徒が校内及び登下校時に事故、けが、病気などで救急車を呼ぶようなことになった場合、駆けつけた救急隊や搬送先の医療関係者などが処置に必要な情報を得て、迅速・的確な救急医療活動ができるることは、時として命にかかることがあります。非常に重要なことです。子供の既往症やアレルギー症状、服薬状況の情報を記したカードを学校に常備しておき、学校で緊急事態が起きた場合に、救急隊員への情報伝達は正確に行われていると思いますが、改めて確認をしたいと思います。

食物アレルギーでアナフィラキシーショックを起こす危険性があり、エピペンを所持している児童生徒については、特に注意が必要となります。また、内部障がいなど外見ではわからない疾病や服薬の場合もあります。現在、本管内各自治体の教育委員会と本消防本部ではどのように連携をしているのか、それが管内自治体で共通であるのか、子供の救急事案の状況を踏まえた上で判断することが重要ですが、校内での場合と登下校の途中では対応が違うと考えられますが、それについて伺います。

要旨2、管内統一の「安心シート」を作成することについてでございます。さいたま市では、子供の安全安心を一層確保するために、ひとりのときでも自分の身の安全を確保する行動や、その後に適切な行動ができるように、災害時安心つながるカードを市立小中学校、高等学校の新入生全員に配布しております。子供が災害発生時や急病、事故等で周囲の人が救急車を呼ぶようなことに

なる場合もあります。災害、事故はいつ起こるかわかりません。

安心カードは、家庭の実情に応じて話し合いの上、可能な限りいつでもランドセル、名札等に収納して携帯することを想定をしているとのことであります。管内統一の「安心シート」を作成し、児童生徒が登下校中の万一の事故、けがにおいても、駆けつけた救急隊や搬送先の医療関係者などが処置に必要な情報を得て、迅速・的確な救急医療処置活動ができるようにする工夫ができるか伺います。

壇上においての質問は以上でございます。

**坂本国広議長** 順次答弁を求めます。

黒沼警防課長。

[黒沼浩二警防課長登壇]

**黒沼浩二警防課長** 件名1、要旨1、要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてですが、平成30年6月18日午前7時58分ごろ、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震では、大阪府を中心とする府県において、死者4名、負傷者434名、全壊家屋9棟、半壊家屋87棟、一部損壊家屋2万7,096棟等の被害が生じたところです。

この大阪府北部における地震の状況から当消防本部管内でも、建物などの建築物やブロック塀などの工作物の倒壊、看板やガラス等の落下物、水道管破裂による道路冠水などによる道路の通行障害が課題として想定されます。また、鉄道踏切の閉鎖が長引くことにより、緊急車両が走行できる道路に制限が生じることが想定されます。

このような状態となった場合は、若干の現場到着の遅延が生じることとなります、迂回道路を利用する、または道路の通行障害のある場所から災害現場が近いようであれば、その手前で消防車両をとめて、徒步で災害現場に向かう、もしくは踏切ではない高架橋、アンダーパスへ迂回するという対応となります。

次に、要旨2についてお答えいたします。小中学校のブロック塀について、組合市に確認したところ、今回の地震での被害を受け、現在調査中ですので、現在のところ情報共有はなされておりません。なお、民間のブロック塀については、組合市は調査を行っていないということでございます。

また、建築物について組合市に確認したところ、建築基準法の耐震基準が変更された昭和56年以前なのか、以後の建築であるかは、一定の建築物であれば把握しているとのことですが、情報共有はなされておりません。

次に、土砂災害が発生する危険性のある急傾斜地については、組合市地域防災計画や埼玉県の指定情報により把握しているところでございます。

このほか道路冠水などによる通行止めや洪水のおそれがあるときの荒川冠水橋の通行止めの情報については、組合市から提供いただいております。このような状況を踏まえ、消防が把握していない情報については、必要に応じて組合市と情報共有に努めたいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 田中救急課長。

[田中啓文救急課長登壇]

**田中啓文救急課長** 件名2、要旨1、要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてですが、児童生徒が事故、けがなどに遭った場合の救急活動も、通常の救急活動と同様に当消防本部救急活動実施基準、埼玉県傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準などに基づき、傷病者の観察と必要な応急処置を実施し、観察結果からその病態、症状に応じた医療機関に搬送しております。

小中学校内からの救急要請時は、教職員により各学校の緊急時対応マニュアルのとおり119番通報、救急車の誘導、応急手当が実施され、出動した救急隊に対しては、児童生徒の情報を保健カードや緊急連絡カードなどから提供していただき、保護者への連絡や救急車への同乗などの協力もしていただいております。昨年は64件の救急要請がありましたが、いずれも速やかに病院へ搬送しております。

また、食物アレルギーなどで医療機関から処方されたエピペン所持の情報につきましては、毎年4月に組合市内全ての幼稚園、保育所、小中学校、高等学校に対し、エピペン所持の状況を調査し、回答をいただいており、その情報を救急隊と指令課で共有しております。

登下校時の救急要請につきましては、救急現場の関係者や協力者と連携を図り、速やかに学校や保護者に連絡し、児童生徒の情報を収集するとともに、通常の救急活動と同様に、観察結果からその病態、症状に応じた医療機関に搬送しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。全ての救急活動において、傷病者の情報を速やかに収集することはとても重要なことから、児童生徒の登下校中では、必要に応じて学校や保護者に連絡し、情報を提供していただいております。今後、組合市から「安心シート」などの取り組みがあった場合には、情報の共有を図ってまいりたいと考えておりますが、管内統一の「安心シート」を作成することにつきましては、組合市の教育委員会との調整、個人情報利用の承諾や管理などさまざまな課題が考えられます。このことから、児童生徒の登下校中の救急活動については、現行どおり対応したいと考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 潮田幸子議員。

**3番 潮田幸子議員** それでは、再質問させていただきます。

件名1のほうの要旨2のほうになりますけれども、答弁で、今現在は情報共有していないけれども、今後情報共有に努めるというのがありました。この小中学校の隣の危険箇所につきましては、文部科学省からの調査で、各教育委員会はもう1ヶ月も前に情報を知っているはずなのです。各自治体そのはずです。そういうものが今の時点でまだ情報共有していないということでございまし

た。でも、災害はいつ起こるかわかりませんので、そういったものにつきましては本当に、もう既に情報はあるということがわかっているわけですから、それについてはいつまでをめどにどのような形で情報共有する考えなのか伺いたいと思います。

あと件名2のほうの要旨1です。先日も小学校1年生の子かな、何年生かな、校外学習から帰ってきて、その子が熱中症で重症な熱射病状態で亡くなるというのが、この管内ではないですけれども、あつたことがニュースになっておりましたけれども、そういった本当にいつ子供さんのぐあいが悪くなるかわからないような状況が今この気象状況から考えられますけれども、先ほどの答弁で、児童生徒が救急搬送された64件という話がありました。64件の全てにおいて迅速な対応がなされたのか、課題や改善すべき点はあるのか伺いたいと思います。

**坂本国広議長** 答弁を求めます。

黒沼警防課長。

**黒沼浩二警防課長** 件名1、要旨2の再質問についてお答えいたします。

小中学校のブロック塀の情報共有についてでございますが、現在組合市では、県からの調査の回答期限の時期というふうに聞いております。ブロック塀の県の調査の回答が組合市のほうで済み、組合市と当該情報の共有について調整が整い次第、消防が必要とする情報の共有を図れればというふうに考えております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 田中救急課長。

**田中啓文救急課長** 再質問についてお答えいたします。

昨年1年間で小中学校から児童生徒が救急搬送された64件につきましては、全てにおいて教職員との連携により迅速な対応がなされ、速やかに病院へ搬送されております。

また、課題や改善すべき点はあるのかとのご質問ですが、現在のところはございませんが、今後も教職員への救命講習会の際に意見交換や情報共有を図り、迅速な救急活動を実施してまいります。

以上でございます。

**坂本国広議長** 潮田幸子議員。

**3番 潮田幸子議員** 先ほどの再質問の答弁で、状況が整ったらということでございましたけれども、大体いつぐらいということは何も示すことができないのでしょうか。

あともう一つのほうの件名2のほうでありましたけれども、これは済みません、先ほどのエピペンの所持とかにつきましては、最初のほうで答弁いただきましたけれども、実際この管内でエピペンとかを所持している児童生徒は何件ぐらいいるのかだけ確認をしたいと思います。

**坂本国広議長** 答弁を求めます。

黒沼警防課長。

**黒沼浩二警防課長** いつごろまでというご質問でございますが、現在、組合市のほう等確認をさせて

いただきまして、消防のほうに情報がいただけるという調整がこれからになりますので、その時間をいだきたいなというふうには考えています。

以上でございます。

**坂本国広議長** 田中救急課長。

**田中啓文救急課長** 組合市内のエピペン所持の状況についてですが、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門大学校がありまして、合計59件の情報をいただいております。

以上でございます。

**坂本国広議長** 以上で3番、潮田幸子議員の質問を終結いたします。

#### ◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

**坂本国広議長** 日程第9、議案第11号 埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例及び埼玉県央広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第11号 埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例及び埼玉県央広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

**坂本国広議長** 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

**坂本国広議長** 日程第10、議案第12号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第12号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

**坂本国広議長** 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第13号の質疑、討論、採決

**坂本国広議長** 日程第11、議案第13号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)

を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**坂本国広議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第13号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

**坂本国広議長** 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 管理者のあいさつ

**坂本国広議長** 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

**原口和久管理者** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集を賜り、提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、ご決定を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

結びに、これから一層暑さの厳しい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

#### ◎ 閉 会 の 宣 告

**坂本国広議長** 以上をもって、平成30年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時26分)

# 參 考 資 料

議 決 結 果 一 覧 表

**平成30年7月定例会議決結果一覧表**

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1 1	埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例及び埼玉県央広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例	1 1	7月25日	原案可決
1 2	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	1 2	7月25日	原案可決
1 3	平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算 (第1号)	1 3	7月25日	原案可決

議長 坂本国広

署名議員 日高英城

署名議員 渡邊光子